

令和 7 年度第 3 回魚介類の名称のガイドライン改正案（貝類）検討会 議事概要

日時：令和 7 年 9 月 1 日（月）13：30～15：20

場所：醤油会館 2F

東京都中央区日本橋小網町 3-11

開会

一般社団法人日本農林規格協会 島崎専務理事の司会により開会した。

瀬能座長が急遽欠席のため、今回は一般社団法人日本農林規格協会 島崎専務理事が議事進行を務めることとなった。配布資料を確認し、島崎専務理事の進行により議題の検討が行われた。

議事

（１）貝類に係る魚介類の名称のガイドライン改正案について

議題（１）の貝類に係る魚介類の名称のガイドライン改正案について、「資料 1 国産の生鮮魚介類の名称例＜貝類抜粋＞改正案」及び「参考資料 1 貝類外観一覧」に基づき、消費者庁食品表示課の東島食品表示調査官から説明が行われた。

（説明概要）

資料 1 及び参考資料 1 に基づき、以下について説明

- ・【別表 1】改正案（イソツブ、トウダイツブ及びマツブは地方名と整理し追加せず、バイ科のバイを追加）

〔説明内容についての質疑応答〕

（島崎専務理事）ただいまの説明について、質問と意見をお願いします。

（高田委員）別表 1 のツブ、バイの一般的名称について、イソツブやトウダイツブといった名称は種と 1 対 1 対応でないので、ここに載せるのが難しいのは理解した。実態としてイソツブ、トウダイツブやマツブという名称は都内の市場では普通に使われているので、これは市場名もしくは地方名という形で引き続き使用しても良いという理解でよいか。

（東島食品表示調査官）現在、市場において問題が発生しているものではないので引き続きイソツブ、トウダイツブ及びマツブといった名称を使うことは構わない。

（坊衛生調査官）別表に記載する上でどの名称がどの種に対応するのか不明なものは書けないということである。実態として地方名で流通しているものを、その名前前で流通できないというわけではなく、おそらく地方名を使っている方々は何かしらのルールを持って使われていると思うので、今までどおり表示することは問

題ないという整理。

(照屋委員) 当方で標準和名及び学名を確認した。資料中で WoRMS を根拠に学名を修正したとする箇所が所々あるが、WoRMS は世界的な海洋生物の学名のデータベースである。現在、在来種について一般的に使われている図鑑である日本近海産貝類図鑑第二版と学名が異なることがあり、例えばトコブシについては WoRMS と同書で使われている学名が異なっているが、その場合は総合的に判断して、流通上トラブルにならないように日本で広く使われている学名を今回採用した。学名に関しては全部を世界基準に合わせればいいというものではないと考えている。例えば、カキの仲間に対して国内では *Crassostrea* を使用しているが、WoRMS では別の属名が使われている。これに関しては、カキの研究者の間からも新しい属名に今から変えるのはいかななものかという論文も出ているので、そういうものを根拠として、あえて WoRMS には従わずに日本で広く使用されている学名を優先した。

(座長代理) WoRMS の位置付けを教えてほしい。

(照屋委員) 学名の混乱が分類学の分野で世界的にあるので、どの学名を使ったらよいかの参考にするような形で使われている。しかし、例えばトコブシの学名は WoRMS のデータベース上で “*supertexta*” という種小名が使われているが、WoRMS のデータベースは特に欧米の研究者がメインで整理されていることもあって、日本の研究者との見解が違ふことがたびたびある。WoRMS は世界的な基準のため、公的機関はこれに合わせようとしたりすることもあるが、そのせいで新たな混乱が生じることもあるので、今回は国内の学名の使用実態を総合的に見て判断している。次の改訂の時には、研究者内で分類学的な整理が進んだ上での改定になってくると思うが、今の段階で混乱が生じない学名と標準和名のセットになるように整理した。

(井岡委員) 消費者の立場から言うと、スーパーをいくつか見たが、高級スーパーなど特別なところでしか色々な貝を買うことができないような状態である。生協の大型スーパーに行ったが、シジミとホタテガイしか販売されていなかった。一般の消費者が、いろいろな種類の貝を食べたくても、見つけて買うこと自体が難しい状態になっていると思う。しかし、海に囲まれた日本なので、魚食は大事にしたいと思う。先日、浅草のインバウンド向けの廻る寿司屋に行ったところ、貝は何種類かあった。そういうところでは種々の貝が使われているので、優良誤認の無いよう、適正な価格で消費者が消費できるようになることを要望する。

（宇都委員）トリガイを別表1に載せておいて、ウバトリガイ及びアリストリガイは全く違う科だということで整理されているが、この場合、市場価値、価格は異なっているという理解でよいか。

（東島食品表示調査官）トリガイと、ウバトリガイ、アリストリガイは属は異なるが、科は同じであり、比較的近いグループである。価格的にも国産の方が若干高いが、輸入品であっても必ずしもそんなに安い貝ではない。分ける必要はあるが、完全に別物ということではないので、シロトリガイと呼ぶのは問題ないと判断した。

（宇都委員）一般的な名称としてトリガイを使うことはできないので、その辺りに気をつけると理解した。

（坊衛生調査官）トリガイとそれ以外は、むき身であっても見た目が違うので容易に判別できることから、区別することとしたい。値段や味はもちろん好みはあるが、そこまでの大差があるものでもないと思う。

（浦和委員）ウバトリガイとアリストリガイはトリガイという名称を使えないということであればよいと思う。

（東島食品表示調査官）分類学上、ウバトリガイとアリストリガイは2種に分けられているが、輸入業者の方で元々ウバトリガイとアリストリガイが同じものであると認識されて取り扱われていることから、実際輸入されているウバトリガイ、アリストリガイがどちらか一方なのか、もしくは区別できないまま両方なのかを水産食品衛生協議会（以下「水衛協」）が調査中であり、その結果によって改正案が変わってくると考えられる。そのため、いくつかの場合に分けておきたい。例えば、輸入されているものがウバトリガイだけの場合には、アリストリガイは削除する。両方が輸入されていて区別することができない場合は、ウバトリガイの使用できる一般的名称例にシロトリガイのほかにアリストリガイを追記する。また同様にアリストリガイの使用できる一般的名称例にシロトリガイに加えてウバトリガイを追記するというふうに整理しておきたいが、いかがか。

（島崎専務理事）それはアリストリガイが市場に流通しているかどうかのポイントなので水衛協の調査を待つということか。

（東島食品表示調査官）そのとおり。

（島崎専務理事）消費者庁からの提案のように、調査結果によって当該箇所を書き直すということで了解ということでしょうか。

（浦和委員）この2種類の市場評価はどうなのか。市場規模はそんなに大きくない

が、今販売されているのはどちらなのかが知りたい。

（水衛協 相川）今流通しているのがどちらかは我々にも分からない。今はカナダから輸入しているが、どちらかの種がカナダから輸入されていないことが分かれば残りの方だけということになる。

（東島食品表示調査官）流通業者の間では、どういう名称が使われていることが多いのか。

（水衛協 相川）シロトリガイの名前で流通されるものが多い。

（浦和委員）真空パックになってむき身になった状態のもの。

（水衛協 相川）昔の文献を見ると、「ウバトリガイ（アリソトリガイ）」のような形で書かれていたので、単純にそれをそのまま書いているだけである。

（照屋委員）図鑑においても「同種とみなす見解もある」と書いていたりするので、これは研究者によって意見が分かれるところもあるが、今回は日本近海産貝類図鑑第二版にその両種は分けて書かれていることと、WoRMS でも両種の学名は有効としてそれぞれ分かれて記載されていることから、それを根拠に分けたという状況。

（島崎専務理事）調査をしたら分かるのか。

（水衛協 相川）輸出業者（パッカー）に種名を問い合わせているが、最近取扱いがなかったので、時間がかかっている。もし分からなければ今の案のままでよいと考える。

（山口課長補佐）水衛協会員のなかで、ウバトリガイやアリソトリガイという名称で販売しているケースはあるのか。

（水衛協 相川）シロトリガイで売られていることが多いと思う。元々の和名がウバトリガイとアリソトリガイなので、それらで売られるケースもあるかもしれないがなんとも言えない。

（島崎専務理事）実際調べてみて分かるかどうか不明な状態であるが、ウバトリガイとアリソトリガイの区別はなかなか難しいので、調査の結果、消費者庁で判断して別表は修正があり得ると理解いただきたい。

（２）報告（鯨類に係る魚介類の名称のガイドライン改正について）

議題（２）の報告について、「資料３ 国産の生鮮魚介類の名称例＜鯨類抜粋＞改正案」及び「資料４ 魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正根拠」に基づき、消費者庁食品表示課の東島食品表示調査官から説明が行われた。

（説明概要）

資料 3 及び資料 4 に基づき、以下について説明

- ・ 資料 3 改正案（カマイルカ、カズハゴンドウ、シワイルカの 3 種を追加）

〔説明内容についての質疑応答〕

（浦和委員）鯨類はメジャーな流通というより、イルカなどはマイナーな流通が多いと思われるので、一般論的な標準和名は評価しにくいと感じるが、ある面では味で分かるかもしれないが、値段がかなり違う。正式に母船式の共同捕鯨でやっているようなものはきちんとしているので、我々の流通の中では問題ないが、地域のものがどうしているのかというのは地域の水産庁出先で聞いて流通の実態をよく知っておいたほうがよい。我々の方にイルカが出回ることではない。

（水産庁 伊藤課長補佐）そのとおり、母船式や基地式捕鯨業で獲っているような大型のヒゲクジラ、ミンククジラ、イワシクジラ及びニタリクジラなどは全国のスーパー等に流通していると思うが、イルカ類は地方食の側面が大きい。東北の秋田県とか新潟県、あとは静岡県などの地方食としてクジラ汁などにして食べられているようで、全国的なスーパーでは販売されていない。

（東島食品表示調査官）今のところ鯨類の名称で問題が生じていることは聞かれていないので、法令で採捕できる種に合わせた形になっている。

（高田委員）世界哺乳類標準和名目録だとハンドウイルカが標準和名だが、魚介類の名称のガイドラインではバンドウイルカが標準和名なので、どちらでもよいということか。

（東島食品表示調査官）目録でもこれらはどちらも標準和名として使用していいと整理されているので、ガイドラインのリストにおいては、バンドウイルカをそのまま標準和名と整理した。ハンドウイルカと表示しても構わない。

（水産庁 伊藤課長補佐）農林水産省令にも両方の名称（ばんどういるか、はんどういるか）が書いてあり、両方とも使えると規定している。

（東島食品表示調査官）情報を確認して、魚介類の名称ガイドラインにもハンドウイルカも追加することを検討したい。

（島崎専務理事）他の種の名称も含めて、農林水産省令に合わせる形の検討をお願いする。

（井岡委員）子どもの頃に食べた記憶があるので、日本の食文化としてもっと広く食べられることが残せたらよいと考える。イルカ食についても地方限定でなく市場

に出ると選択肢が増えていいという感想。

（水産庁 伊藤課長補佐）鯨も含め魚食全体を水産庁は奨励している。クジラ類は若年層がなかなか食べない、馴染みがないという意見があり、消費が伸び悩んでいるので、販売促進のために水産庁もフォローしているところ。

（宇都委員）母船式捕鯨業に関する説明は、日本近海についての説明と理解しているが、外洋の場合も全く同じくくりで考えてよいか。

（水産庁 伊藤課長補佐）商業捕鯨については日本の EEZ 内でしか捕獲を行わないということになっているので、イルカ漁業も含めて日本沿岸で獲ったもののしか流通しない。海外からの輸入については、現在商業捕鯨を行っている国で、輸入可能性があるのがアイスランドとノルウェーで、その輸入される種も決まっており、アイスランドからナガスクジラ、ノルウェーからミンククジラが輸入される可能性がある。アイスランドからの輸入は最近止まっているが、ノルウェーからはミンククジラがコンスタントに通年数 100t くらい輸入されているという実態がある。表示については基本的に種名はミンククジラとかナガスクジラと書いて、北大西洋産などという表示で流通している。

（宇都委員）了解した。

（３）その他

（島崎専務理事）次に議題（３）その他について、事務局から。

（事務局）特になし。

（４）今後の予定

（島崎専務理事）今日上がった議題については全て審議が終了した。貝類に係るガイドライン改正案の提案及び鯨類に係るガイドライン改正案について消費者庁から報告された内容は、調査中の結果を受けて、若干変更する可能性があるが、委員の皆様ご了承いただいたと理解。スムーズな議事運営にご協力いただき感謝する。

今後予定している第４回検討会は、この結果を瀬能座長に報告し、かつ消費者庁で改正案を整理した上で書面開催する予定である。

宮長課長挨拶要旨

消費者庁の食品表示課長の宮長でございます。本日も熱心にご検討ご議論いただき

まして誠にありがとうございました。対面での会議開催は本日がおそらく最後になるということですので、この機会にご挨拶をさせていただきます。この検討会は遡れば令和元年度から行われており、7年間に亘り続いてきました。今年度の見直しを以てガイドライン上の全ての魚介類についての検討が一巡するという節目を迎える状況にあります。今回、お集まりいただいている委員の先生をはじめとして、これまで多くの検討委員の皆様に、魚介類の名称のガイドラインの見直しに向けてご尽力いただいたことを、この場を借りて感謝申し上げます。

魚介類の資源の供給については、気候変動に伴う海水温の上昇の影響による漁獲可能水域の変化や、国際的な水産物需要が非常に高まる中で、昨今の価格高騰などに伴う貿易関係の変化といった世界情勢の影響を非常に強く受けるため、漁獲される種や輸入される種は今後とも変化していくことが予想されます。本ガイドラインにつきましても、消費者の方々が名称によって誤認されないように、必要が生じれば、改めて見直しを実施していくことを考えております。最後になりますが、委員の皆様におかれましても、今後とも消費者行政の推進にご理解とご協力を賜ることをお願い申し上げます、最後のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（島崎専務理事）閉会。